

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 89

〒683-0853 米子市両三柳 877-1

電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 歯科

### CAD/CAM 冠における7番装着時の疑義について

2024年度診療報酬改定により、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)の適用対象が、これまで第一大臼歯(6番)のみの適用でしたが、第二大臼歯(7番)も含まれました。それにともない、7番の歯CAD装着時の取り扱いについて疑義が生じています。

保団連は厚労省に対し、下記の疑義について照会を行い、口頭であるが回答を得ました。保団連は当回答について、疑義解釈として周知するよう要請しています。

#### 7番の歯CAD装着時、同側6番の咬合支持が確保できない場合の取り扱い

##### 疑義

算定要件に「歯CAD装着部位の同側に大臼歯による咬合支持がなく、歯CAD装着部位の対合歯が欠損(部分床義歯を装着している場合を含む)であり、歯CAD装着時の近心側隣在歯までの咬合支持(固定性ブリッジまたは乳歯(永久歯代行を含む)による咬合支持を含む)がある場合」と示されているが、要件にある「近心側隣在歯までの咬合支持」はどのように解釈すればよいか。

7番にCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を使用する場合、対側に大臼歯による咬合支持があるが、同側にない場合(6番が欠損などで咬合支持がない場合)では、「近心側隣在歯まで」を、4番・5番の小臼歯部と解釈するのか、7番に対して文言通り読んで、4番・5番・6番と解釈するのか。

##### 回答

7番において、同側6番での咬合支持が確保できない場合、「近心側隣在歯」は4番・5番の小臼歯部と解釈し、その咬合支持があれば適用される。

(厚労省から口頭で回答)

